

令和3年3月17日

消費者支援機構福岡と一般社団法人セントマザーとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構福岡（以下「消費者支援機構福岡」という。）が、一般社団法人セントマザー（以下「セントマザー」という。）に対し、同社ウェブサイト上のセントマザーが提供する役務に関する下記表示について、下記のとおり主張し、これらの表示が不当景品類及び不当表示防止法^(※)に規定する優良誤認表示に該当することを理由に、同法第30条第1項第1号の規定に基づき、このような表示を行わないよう求めた事案である。

なお、以下では、セントマザーが提供する「ハンドヒーリング施療」を「本件施療」と、また、セントマザーが提供する「ハンドヒーリングセミナー」を「本件ヒーリングセミナー」という。ただし、表示内容の表記についてはこの限りでない。

ア 同社ウェブサイトのトップページにある「ハンドヒーリング施療」に「身体に触れることなく、様々な痛みや重みが改善することを、どうぞご自身で実感してください。」との記載

同社ウェブサイト中の「特定商取引法に基づく表記」のページには、本件施療及び本件ヒーリングセミナーについて、効果が確認できていない旨の記載があり、また、本件ヒーリングセミナーの受講には、痛みや重みを改善したり、病気を治癒する効果はないにもかかわらず、上記記載は、本件施療に痛みや重みを改善する現実的・医学的効果があると誤認させる表示である。

イ 同社ウェブサイトのトップページにある「ハンドヒーリングセミナー」及び「トピックス」にある体験談の見出しの表記

かかる表記は、現実には痛みを和らげ病気を改善ないし治癒する医学的効果があると誤認させる表示である。

ウ 同社ウェブサイトにある「ハンドヒーリングセミナー」及び「トピックス」のページに記載された本件ヒーリングセミナー及び本件施療に係る体験談の記載

かかる記載は、現実に病気を改善ないし治癒する効果があると誤認させる表示である。

エ 同社ウェブサイトにある「ハンドヒーリングによる施療」のページ中の「先ずはその場で痛みが取れ、身体が軽くなるという体験は実に衝撃的です。日々、痛みや重みで苦しんでいる方は、是非、一度体験してみてください。」との記載

かかる記載は、現実に痛みや重みを改善する効果があると誤認させる表示である。

オ 同社ウェブサイトにある「特定商取引法」のページ中の「遵守事項及び注意事項」にある「効果が得られた場合でもセミナーによる効果か否かは証明されておらず、また受講者全員が効果を得られるものではありません」との記載

かかる記載は、本件ヒーリングセミナーが科学的根拠に基づかないことをセントマザーが認めながら、他方で、「効果が得られた場合」があることを前提として、その効果が本件ヒーリングセミナーの受講により得られる場合があることを意味しており、矛盾した内容となっている。科学的根拠がないということであれば、そもそもその効果があったか確かめることもできないので、本件ヒーリングセミナーに何らかの「効果がある」との記載は、現実に痛みや重みを改善する効果があると誤認させる表示である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 〔略〕

2・3 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和2年2月27日、セントマザーは、消費者支援機構福岡に対し、上記の申入れに係る表示を中止したことについて連絡した。

これを受けて、令和2年10月22日、消費者支援機構福岡は、申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡（法人番号 1290005006392）

3. 事業者等の氏名又は名称

一般社団法人セントマザー（法人番号 9290005015106）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9148

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html